

## 第5章 介護保険サービス費用の見込みと保険料の設定

### 1 介護保険サービス費用の見込みと介護保険料の算出手順

#### (1) 介護保険サービス費用の見込みと介護保険料の算出手順

本計画では、次の手順に沿って、介護保険事業の給付費等の推計を行います。

##### ① 被保険者数の推計

被保険者数は、コーホート変化率法により推計した将来人口及び被保険者数の動向に基づき設定します。



##### ② 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は、各年の性別・年齢階級別被保険者数の見込みに対し、本市の認定率や介護予防事業等の効果等を勘案して認定率を設定し、これらに乗じて推計します。



##### ③ 施設・居住系サービス量の見込み

施設・居住系サービスの整備計画を踏まえ、認定者数の推計、給付実績の動向をもとに、サービス利用者数、サービス見込量、給付費を推計します。



##### ④ 居宅系・地域密着型サービス量の見込み

給付実績を踏まえ、今後の認定者に対するサービス利用者の割合や一人当たり利用回数・給付費を見込みます。認定者数の推計及び利用者数の推計を勘案し、居宅系・地域密着型サービスの提供体制の状況を踏まえ、居宅系・地域密着型サービスの利用者数、サービス見込量、給付費を推計します。



##### ⑤ 地域支援事業の見込み

平成30年度から平成32年度までの3年間の地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業に対するニーズを踏まえ、事業費を見込みます。



##### ⑥ 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料については、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者・要介護認定者の見込み等により推計した総給付費に必要な経費を合わせた標準給付費、及び地域支援事業費、国が示す保険料算定に必要な係数等に基づき設定します。

## (2) 第6期計画からの変更点について

介護保険サービス費用の見込みに影響する、制度改正等の動向は以下のとおりです。

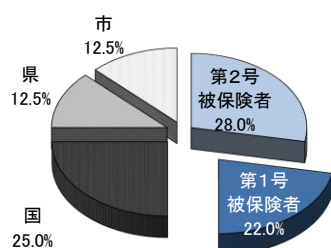
### ① 第1号被保険者負担割合の見直し

介護サービスを利用する場合、費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並みの高い所得者は3割）が自己負担、残りが介護保険から給付されます。保険給付費の財源は、国・県・市の負担金、国の調整交付金と被保険者が支払う保険料で構成されます。

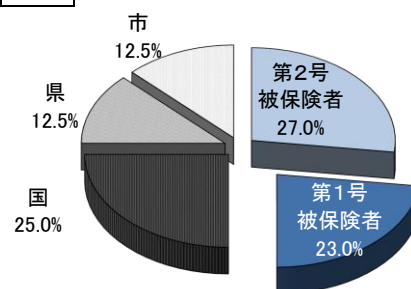
被保険者の負担割合は、介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令に定められており、第1号被保険者と第2号被保険者の人数比率に基づき、3年ごとに見直されます。第7期計画期間では、第1号被保険者の負担割合が23%（第6期22%）、第2号被保険者の負担割合が27%（第6期28%）となっています。

### ■ 給付費の負担割合

第6期(平成27年度～平成29年度)



第7期(平成30年度～平成32年度)



### ② 一定以上の所得のある者の自己負担割合の見直し

一定以上の所得のある高齢者については、介護保険サービスの利用者負担が2割とされてきましたが、その中でも現役並みの高い所得者については、平成30年8月から、利用者負担が3割となります。該当する人が少ないため影響はわずかですが、自己負担が増加した分、介護サービス給付費が下がることとなります。

### ③ 介護報酬の改定と消費税率の見直しに伴う報酬改定

平成30年度からの介護報酬の改定により、介護サービス給付費が平均0.54%増加します。

また、平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う介護報酬改定（約0.4%増）や、消費税率の引き上げと同時に実施される介護職員の処遇改善のための報酬改定（約2%増）により、介護サービス給付費の増加が見込まれています。

## 2 介護給付費等の見込み

### (1) 介護給付費の見込み

第7期計画期間の介護保険事業の見込みにあたっては、要支援・要介護認定者数の推計を踏まえ、サービス種類ごとに要介護度別の利用者数を推計し、第6期計画期間中の給付実績に基づいて給付費を見込んでいます。施設・居住系サービスについては、整備計画を踏まえて利用者数を推計した上で給付費を見込んでいます。

#### ■介護給付費の見込み

(単位：千円)

	第6期	第7期			第9期
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	2025年度 (平成37年度)
<b>居宅サービス</b>					
訪問介護	344,360	377,109	388,252	399,373	500,695
訪問入浴介護	16,149	16,111	17,271	18,225	21,092
訪問看護	105,445	110,509	113,350	117,148	135,978
訪問リハビリテーション	21,925	22,211	22,595	23,930	27,517
居宅療養管理指導	24,120	24,063	24,763	25,558	29,490
通所介護	567,654	620,133	637,372	655,566	819,179
通所リハビリテーション	465,614	515,423	528,747	543,303	680,917
短期入所生活介護	272,358	322,473	333,418	344,967	432,599
短期入所療養介護	106,900	127,949	132,804	137,424	160,134
福祉用具貸与	113,017	112,882	116,009	119,756	138,837
特定福祉用具販売	4,798	4,355	4,355	4,355	5,731
住宅改修	23,768	24,222	25,307	25,307	29,340
特定施設入居者生活介護	115,501	141,564	173,988	210,500	265,586
<b>地域密着型サービス</b>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	17,992	18,000	35,499	81,828
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	38,038	38,918	40,062	40,062	48,432
小規模多機能型居宅介護	95,581	95,352	101,815	104,654	119,698
認知症対応型共同生活介護	221,790	216,468	222,553	225,628	236,834
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	61,905	61,933	61,933	61,933
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	150,701	214,511	218,577	226,360	282,648
<b>施設サービス</b>					
介護老人福祉施設	1,281,511	1,351,816	1,412,596	1,412,596	1,591,956
介護老人保健施設	846,804	901,533	901,937	901,937	1,026,383
介護療養型医療施設(介護医療院)	140,795	26,175	26,187	26,187	34,502
居宅介護支援	248,300	249,286	256,146	263,462	303,278
介護給付費計	5,205,129	5,592,960	5,778,037	5,923,730	7,034,587

※ 平成30年度からの介護報酬改定を踏まえた金額です。端数処理の関係で合計が合わない場合があります。平成29年度は実績見込値です。

■介護予防給付費の見込み

(単位：千円)

	第6期	第7期			第9期
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	2025 年度 (平成 37 年度)
居宅サービス					
介護予防訪問入浴介護	681	432	433	433	433
介護予防訪問看護	26,807	28,703	29,435	29,831	33,969
介護予防訪問リハビリテーション	4,548	6,849	7,316	7,316	8,244
介護予防居宅療養管理指導	3,354	3,641	3,642	3,642	4,256
介護予防通所リハビリテーション	118,119	138,185	140,864	142,518	176,389
介護予防短期入所生活介護	1,232	3,018	3,020	3,020	3,529
介護予防短期入所療養介護	4,573	5,386	5,389	5,389	6,124
介護予防福祉用具貸与	22,208	23,798	24,282	24,581	27,951
特定介護予防福祉用具販売	2,531	2,997	2,997	3,253	3,510
介護予防住宅改修	22,116	19,852	21,218	21,218	23,700
介護予防特定施設入居者生活介護	21,301	20,093	25,654	30,154	37,429
地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	4,822	6,352	6,355	6,355	8,272
介護予防小規模多機能型居宅介護	11,508	12,669	12,675	12,675	14,467
介護予防認知症対応型共同生活介護	111	0	0	0	0
介護予防支援	38,034	41,091	41,820	42,422	48,326
介護予防給付費計	360,420	313,066	325,100	332,807	396,599

※ 平成 30 年度からの介護報酬改定を踏まえた金額です。端数処理の関係で合計が合わない場合があります。平成 29 年度は実績見込値です。平成 29 年度の介護予防給付費計には介護予防訪問介護、介護予防通所介護を含んでいるため、合計が合いません。

■総給付費の見込み

(単位：千円)

	第6期	第7期			第9期
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	2025 年度 (平成 37 年度)
介護給付費計	5,205,129	5,592,960	5,778,037	5,923,730	7,034,587
介護予防給付費計	360,420	313,066	325,100	332,807	396,599
総給付費(合計)	5,565,549	5,906,026	6,103,137	6,256,537	7,431,186

## (2) 介護保険事業の給付費等の算出

介護保険事業の給付費等の総額は、総給付費（介護給付費計＋介護予防給付費計）に特定入所者介護サービス費等の給付額や算定対象審査支払手数料を合計した標準給付費と、地域支援事業費を合算したものとなります。

### ■ 標準給付費の見込み

(単位：千円)

	第7期			合計
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
総給付費（利用者負担等影響額調整後）	5,902,747	6,171,269	6,401,370	18,475,385
総給付費	5,906,026	6,103,137	6,256,537	18,265,700
利用者負担の見直しに伴う影響額	▲3,279	▲5,106	▲5,324	▲13,710
消費税率の見直し等による報酬改定の影響額	0	73,238	150,157	223,395
特定入所者介護サービス費等給付額	290,184	298,375	305,026	893,585
高額介護サービス費等給付額	158,801	163,283	166,923	489,006
高額医療合算介護サービス費等給付額	14,478	14,887	15,219	44,583
算定対象審査支払手数料	5,140	5,285	5,403	15,828
審査支払手数料支払件数（件）	95,188	97,875	100,057	293,120
標準給付費見込額	6,371,350	6,653,099	6,893,940	19,918,388

※ 端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

### ■ 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

	第7期			合計
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
地域支援事業費	298,974	306,957	313,609	919,540
介護予防・日常生活支援総合事業費	187,951	192,799	196,907	577,657
包括的支援事業・任意事業費	111,024	114,157	116,702	341,883

※ 端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

### ■ 介護保険事業の給付費等（標準給付費見込額＋地域支援事業費）の見込み

(単位：千円)

	第7期			合計
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護保険事業の給付費等	6,670,324	6,960,056	7,207,548	20,837,928
標準給付費見込額	6,371,350	6,653,099	6,893,940	19,918,388
地域支援事業費	298,974	306,957	313,609	919,540

※ 端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

### 3 介護保険料の設定

#### (1) 第1号被保険者の保険料の算定

##### ① 保険料収納必要額

第7期計画期間の介護保険事業の給付費等のうち、第1号被保険者負担割合の23%にあたる第1号被保険者負担分相当額に、準備基金の取り崩しによる負担軽減や、調整交付金による影響額を加減して、第1号被保険者の保険料収納必要額（必要な介護保険料）を算出します。

##### ■ 第1号被保険者の保険料収納必要額

	金額等
介護保険事業の給付費等【A】	20,837,928,729円
第1号被保険者負担割合【B】	23%
第1号被保険者負担分相当額(A×B)【C】	4,792,723,378円
準備基金取崩額【D】	150,000,000円
調整交付金相当額【E】	1,024,802,236円
調整交付金見込額【F】	825,985,000円
保険料収納必要額(C-D+E-F)	4,841,540,613円

※ 各年の数値を合計しているため、計算過程の端数処理の関係で、表中の式通りの数字と合わない場合があります。

##### (注) 調整交付金について

調整交付金とは、介護保険事業の給付費等のうち、国が負担する25%分のうちの約5%分について、市町村における第1号被保険者の年齢構成や所得段階別の第1号被保険者加入割合に応じて弾力的に交付されるものです。約5%分に当たる金額が「調整交付金相当額」、市町村の状況に応じて実際に交付が見込まれる金額が「調整交付金見込額」となります。

## ② 所得段階別加入割合補正後被保険者数

第7期計画期間の第1号介護保険料については、国の標準9段階に、第10段階（基準額×1.75）、第11段階（基準額×2.00）を加えた11段階とし、保険料基準額の上昇率の緩和に取り組みます。

### ■ 第1号被保険者の所得段階別加入者数と加入割合補正後被保険者数

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	3か年合計	基準額に対する負担割合	補正後被保険者数
第1段階	3,907人	3,931人	3,954人	11,792人	0.50	5,896人
第2段階	1,824人	1,835人	1,845人	5,504人	0.75	4,128人
第3段階	1,632人	1,642人	1,651人	4,925人	0.75	3,694人
第4段階	3,834人	3,858人	3,879人	11,571人	0.90	10,414人
第5段階	3,759人	3,782人	3,803人	11,344人	1.00	11,344人
第6段階	3,776人	3,799人	3,820人	11,395人	1.20	13,674人
第7段階	3,831人	3,855人	3,876人	11,562人	1.30	15,031人
第8段階	1,715人	1,726人	1,735人	5,176人	1.50	7,764人
第9段階	616人	620人	623人	1,859人	1.70	3,160人
第10段階	412人	414人	417人	1,243人	1.75	2,175人
第11段階	383人	386人	388人	1,157人	2.00	2,314人
合計	25,689人	25,848人	25,991人	77,528人		79,594人

## ③ 第1号被保険者の保険料基準額

第1号被保険者の保険料は、下記の手順で算定しています。

第7期計画期間の第1号被保険者の保険料基準額は、第6期計画期間と同額の月額5,200円と推計しています。

保険料収納必要額	÷	収納率	÷	補正後被保険者数	≡	年間保険料
4,841,540,613円		97.5%		79,594人		62,400円

年間保険料	÷	12か月	=	月額保険料
62,400円				5,200円【基準額】

## (2) 第1号被保険者介護保険料

### ① 低所得者の保険料軽減について

被保険者の負担能力に応じた保険料を設定する必要があるため、第1段階については、給付費とは別に公費を投入し、低所得者の保険料を軽減します。

#### ■ 保険料基準額に対する割合

	軽減前後の割合
第1段階	(軽減前) 0.50 ⇒ (軽減後) 0.45

### ② 所得段階別 第7期介護保険料

第7期計画期間の所得段階別介護保険料は、下記のとおりです。

#### ■ 所得段階別保険料

所得段階	対象者(所得基準)	基準額に対する割合	年額	月額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者等、及び世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.45	28,080円	2,340円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	46,800円	3,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が120万円を超える方	基準額×0.75	46,800円	3,900円
第4段階	市民税課税世帯であり、本人が市民税非課税で、本人年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.90	56,160円	4,680円
第5段階	市民税課税世帯であり、本人が市民税非課税で、本人年金収入等が80万円を超える方	基準額	62,400円	5,200円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	74,880円	6,240円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	81,120円	6,760円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	93,600円	7,800円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.70	106,080円	8,840円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.75	109,200円	9,100円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上の方	基準額×2.00	124,800円	10,400円



## 4 2025年（平成37年）のサービス水準等の推計

第7期介護保険事業計画の策定にあたっては、計画期間中だけではなく、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えた中長期的なサービス・給付・保険料の水準等を示すことが求められています。本市の2025年（平成37年）のサービス水準等の推計結果は、以下のとおりです。

### ■ 2025年（平成37年）の介護保険事業の推計

	第6期 平成29年度	第7期 平成32年度	第9期 2025年度 (平成37年度)
総人口	78,448人	76,442人	72,408人
第1号被保険者数	25,380人	25,991人	25,687人
65～74歳	13,231人	12,674人	10,089人
75歳以上	12,149人	13,317人	15,598人
要支援・要介護認定者数	4,050人	4,361人	4,936人
要支援認定者数	1,296人	1,456人	1,656人
要介護認定者数	2,754人	2,905人	3,280人
総給付費（年度）	5,565,549千円	6,256,537千円	7,431,186千円
地域支援事業費（年度）	263,504千円	313,609千円	356,072円
保険料基準額（月額）	5,200円	5,200円	7,156円

※ 総人口、第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数は各年9月末時点。平成29年度の総給付費、地域支援事業費は実績見込値。

